

17. お客様による契約の解除（旅行開始後）

- (1)お客様のご都合により旅行サービスの一部を受取られず、又は途中で解図された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しがいたしません。
- (2)お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受取ることができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、第14項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受取できなくなった部分の契約を削除することができます。この場合において、当社は、受取できなくなった当該旅行サービスに対する取消料、滞り料その他の料金に支払い、又はこれから支払わなければならない費用（当社の帰すべき事由によるものでないときに限ります）を差し引いた金額をお客様に払戻します。

18. 当社による契約の解除（旅行開始後）

- (1)当社は、次に掲げる場合において旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解消することがあります。
- ①お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の理由により、当社旅行に絶えられないとき
 - ②お客様が旅費を安全かつ円滑に実現するための旅費預金、現地係員その他の者のによる当社の指示の過誤、これらの者又は同行する他の旅行者に対する旅費又は宿泊費などにより同行客の旅費を乱す、当社旅行の安全かつ円滑な実現を妨げるととき
 - ③天災地変、戦乱、暴動、虐殺、連坐、宿泊施設等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の間違いなしの事由が生じた場合であって、旅行の继续が不可能になったとき。
- (2)当社が本項(1)の規定に基づき契約の解消をしたとしても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務は、有効な弁済がなされたものとします。当社は、旅行代金のうちお客様がいましたその額を受け取れない旅行サービスに対して取消料、滞り料その他の旅費に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。
- (3)当社は、本項(1)の規定により契約を解消したときは、お客様の求めに応じて、出発地に在るための必要な手配をします。この場合要する一切の費用はお客様のご負担となります。

19. 旅行代金の払戻し

- (1)当社は、第12項(6)から(8)までの規定による旅行代金の減額又は第14項(4)から第18項までの規定による契約の解消によってお客様に付し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解消による払戻しにあっては解消の翌日から起算して7日以内に、滞り料又は旅行開始後の解消による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に(お客様に対する当該旅行の金額を払戻します)。ただし、第2項(1)のクーポン類の譲り後払戻しの際に当該クーポン類を当社から提出していただく必要があります。それらの提出がない場合は、旅行代金の払戻しができないことがあります。
- (2)通常契約を締結したお客様に本項(1)の払戻しすべき金額が生じたときは、当社は、提携会社のカード規約規則に従って払戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解消による払戻しにあっては解消の翌日から起算して7日以内に、預金又は旅行開始後の解消による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に付し払戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

20. 添乗員等

- (1)添乗員同行と記載されたコースを除き、添乗員は同行しません。お客様は旅行サービスを受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスを受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。なお、旅行中の当社の連絡先は、「最終旅行日程表」又は契約書面に明示します。また、天候等不可抗力により旅行サービスが受けられなくなる場合は、当該前日の代替サービスの手配や旅程の書き換えお客様ご自身で行っていただきます。
- (2)添乗員同行と記載されたコースには添乗員が同行し、原則として契約書面に定めた旅行を安全かつ円滑に実現するために必要な業務を行います。添乗員の業務の時間帯は、原則として8時から20時までとします。
- (3)お客様は、固体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員又は現地係員等当社の指示に従わなければなりません。

21. 保護措置の実施

- 当社は、旅行中のお客様が病気、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は、当該費用を当社が指定する割引料金までに当社が決定する方法にて支払わなければなりません。

22. 当社の責任

- (1)当社は、契約の履行に当たって、当社又は手配代理者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の翌日から2年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の翌日から1年以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。
- (2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、虐殺、連坐、宿泊施設等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代理者の間違いなしの事由により損害を受けたときは、当社は、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

23. 特別補償

- (1)当社は、前項(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず当社が「特別旅費規定」で定めるところにより、旅行者が易集型企画旅行に参加中に直面かつ偶然な外來の事象によりその生命、身体に被られた一定の損害につまつては、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携帯品にかかる損害補償金（1万円を限度、ただし、1回又は1回につきの損害限度は10万円）を支払います。ただし、当社は現金、クレジットカード、クーポン券、航空券、その他同額の「特別補償規定」第18条2項に定める項目については補償しません。
- (2)本項(1)の損害については当社が前項(1)の規程に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払べき損害補償金の額の限度において、当社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害補償金とみなします。

(3)お客様が易集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、過失の過失、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供者の受領山岳登山（ピッケル等の登山器具を使用するもの）、スカイダイビング、ハンググライダーパラグライド等同額の第3者と及び第5条(6)に該当する場合は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当社が直ちに易集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4)当社の易集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を支払して当社が企画する易集型企画旅行については、主たる契約の一部として取り扱います。

(5)契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨を明示された日については、当該日におけるお客様が被った損害について損害金が支払われない旨を明示した場合に限り、易集型企画旅行参加中とはいたしません。

24. 旅程保証

- (1)当社は、次表A左欄に掲げる契約内容の重要な変更（サービスの提供が行なわれるにもかかわらず、送達・宿泊施設等の座席、部屋その他の状況の不具が生じたことによるもの及び次の①②の変更を除く）が生じた場合は、旅行代金の支渡しに記載する車を乗じた際の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して3日以内に支払います。（お客様の同意を得て同価格以上のお品物又はサービスの提供を受けることがあります）。ただし、旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は対象外となります。
- ①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、送達・宿泊施設等の旅行サービス提供の中止、当該の運送契約によるいさぎ度サービスの提供、旅館の営業の停止等による他の営業の停止が生じたとき。
- ②第14項から第18項までの規程により契約を解消したときは、お客様の請求に応じて、出発地に在るための必要な手配をします。この場合要する一切の費用はお客様のご負担となります。

ことをお勧めします。詳細は、お申込み窓口の係員にお問い合わせください。

27. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに「最終旅行日程表」等でお知らせする連絡窓口にご連絡ください（もし、連絡できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください）。

28. 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、当該パンフレット等に明示した日となります。

29. 個人情報のお取り扱いについて（重要）

- (1)当社及び他のパンフレット裏面の「個人情報保護に関する記載された当社の受託旅行業者又は受託旅行業者代行業者（以下「取扱旅行会社」といいます）は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報を、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様がお申込みいただいた旅行において送達・宿泊施設等（主なものについては各コース等に記載されています）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受取のための手続に必要となる範囲内に利用させていただきます。

- ※このほか、当社及び取扱旅行会社では、(1) 当社、取扱旅行会社及びこれと提携する企業の旅館やサービス、キャンペーンのご案内。(2) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3) アンケートの調査。(4) 特典サービスの提供。(5) 計算料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2)当社が取得する個人情報は、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他のコースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報をとします。また、中介机构の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応じる（又は同じではない他の部署をする目的）ため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。ただし、これは当社が平謝等をするうえで必要な範囲内にします。

- (3)当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第22項の規定に基づき損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、既にお支払いした変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

- (4)当社が取得する個人情報は、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他のコースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報をとします。また、中介机构の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応じる（又は同じではない他の部署をする目的）ため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。

- (5)当社が取得する個人情報は、当社は、慕景型企画旅行契約の特約に応じられないことがあります。また同意を得られないことにより、お客様のご希望され手配等を行えない場合があります。

- (6)万一、当社の個人情報の流出等の問題が発生した場合は、直ちにお客様にご連絡させていただき、資金の確保が保たれるまで問題が発生したシステムを一時停止いたします。また、速やかにホームページ等で事実関係等を公表させていただきます。

〈個人情報に関するお問い合わせ・苦情のお申し出先〉
個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ・苦情は、下記までお申し出ください。

一般社団法人真庭観光局 電話：0867-44-1100

30. ご注意

- (1)天災地変、お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受取ができないとなった場合、第17項の規定により、該当旅行サービスに対して取扱料、送達・宿泊料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客様のご負担とします。ただし、代替サービスの宿泊費・交通費等は、お客様のご負担となります。

- (2)お客様の便宜をはかるため、お土産店にご案内することができますが、お買い物に際しては、お客様ご自身の責任で購入いただきます。

- (3)当社約款をご希望の方は、ご請求ください。

平成 30 年 6 月 28 日改定

一般社団法人真庭観光局

岡山県知事登録旅行業第 2-367 号

〒717-0013 岡山県真庭市勝山 654

Tel : 0867-44-1100

25. お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償額を申し受けます。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の契約の内容にござつて理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始前に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申出しなければなりません。

26. 国内旅行傷害保険への加入

病気、けがをした場合、歩道の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行傷害保険に加入する